道の駅あいお設置及び管理条例をここに公布する。

令和８年１０月９日

山口市長　伊　藤　和　貴

山口市条例第５２号

道の駅あいお設置及び管理条例

（設置）

第１条　特産品である海産物を始め、地域の農林水産物の加工及び販売や、これらを使用した「食」の提供等により、地域における産業の振興を図るとともに、都市と農山漁村の交流を促進し、活力ある地域社会の形成に資するため、道の駅あいお（以下「道の駅」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　道の駅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
道の駅あいお	山口市秋穂東１２２５番地

（事業）

第３条　道の駅は、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 地域の農林水産物及びこれらの加工品並びに特産物の販売に関すること。

(2) 各種イベントのほか、交流事業に関すること。

(3) 観光等の情報の提供に関すること。

(4) 前３号に掲げるもののほか、道の駅の目的を達成するために必要なこと。

（管理）

第４条　道の駅の管理は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第５条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第３条に規定する事業の実施に関すること。

(2) 第９条に規定する利用の許可、第１０条に規定する利用の制限、第１１条に規定する利用許可の取消し等、第１６条に規定する特別の行為の許可等及び第１７条に規定する原状回復の義務に関すること。

(3) 第１３条に規定する利用料金の徴収、第１４条に規定する利用料金の減免及び第１５条に規定する利用料金の還付その他利用料金に関すること。

(4) 道の駅の施設及び設備の維持管理に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（指定管理者の管理指定期間）

第６条　指定管理者が道の駅の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の４月１日（当該指定を受けた日が４月１日である場合は、当日）から起算して５年以内とする。ただし、指定期間満了後の再指定を妨げない。

（休館日）

第７条　道の駅の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に開館若しくは休館することができる。

(1) 毎月第２水曜日及び第４水曜日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日に当たる場合を除く。）

(2) １２月３１日から翌年の１月３日まで

（開館時間）

第８条　道の駅の開館時間は、午前９時から午後６時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

（利用の許可）

第９条　別表に掲げる施設等（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　指定管理者は、道の駅の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（利用の制限）

第１０条　指定管理者は、施設等の利用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その利用を許可しないことができる。

(1) 道の駅における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。

(2) 道の駅の設置目的に反するとき。

(3) 前２号に掲げるもののほか、管理運営上道の駅を利用させることが適当でないとき。

（利用許可の取消し等）

第１１条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用について、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1) 施設等の利用が前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 施設等の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた目的以外の目的で利用したとき。

(3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則、利用の許可に付した条件若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(5) 災害その他不可抗力によって道の駅の利用ができなくなったとき。

(6) 利用者が正規の手続によらないで利用の目的又は内容等を変更したとき。

(7) 公益上必要があると認められるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、道の駅の管理運営上の都合により、指定管理者が特に必要と認めたとき。

２　前項（第８号を除く。）の規定により許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償の責めを負わないものとする。

（利用料金）

第１２条　市長は、地方自治法第２４４条の２第８項の規定により、

指定管理者に施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

２　利用料金は、別表に定める基準額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。その額を変更しようとするときも、同様とする。

３　市長は、前項の承認をしたときは、その旨を公告しなければならない。

（利用料金の徴収）

第１３条　利用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、後納させることができる。

（利用料金の減免）

第１４条　指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の不還付）

第１５条　既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

（特別の行為の許可等）

第１６条　道の駅の区域内において、行商、募金、宣伝、興行その他これらに類する行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　第９条第２項、第１０条、第１１条、次条及び第１８条の規定は、

前項の許可について準用する。

（原状回復義務）

第１７条　利用者は、その利用が終わったとき、又は第１１条第１項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

２　利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者がこれを行い、その費用を当該利用者から徴収することができる。

（損害賠償）

第１８条　利用者及び道の駅に入館した者は、故意又は過失により、建物、展示物又は物品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第１９条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から起算して２年２月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（準備行為）

２　第４条の規定による指定管理者の指定の手続、第９条の規定による利用の許可、第１１条の規定による利用許可の取消し、第１２条の規定による利用料金の承認の申請、第１３条の規定による利用料金の徴収、第１４条の規定による利用料金の減免その他の準備行為

は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第９条、第１２条関係）

施設等利用料金基準額

施設等	単位	利用料金基準額
展示販売施設	１箇月	２７０，２００円
レストラン施設１	１箇月	５４，３００円
レストラン施設２	１箇月	５４，９００円
特産物加工施設１	１箇月	１９，６００円
特産物加工施設２	１箇月	３０，９００円
特産物加工施設３	１箇月	４８，０００円
特産物加工施設４	１箇月	４９，６００円
会議室（多目的スペース）	１箇月	１６７，０００円
	１時間	６６０円
大屋根ひろば	１箇月	４１１，６００円
	１日	１区画につき　３，８３０円
屋外ひろば	１日	１区画につき　３，８３０円